

新庄市親子方式学校給食調理・配送業務委託募集要領

新庄市

## 目 次

第1 募集要領の定義	1
第2 事業の概要	1
1 事業の名称	1
2 対象施設	1
3 委託業務内容	2
4 業務委託期間	2
5 受託者決定方式	2
6 調理食数	3
7 給食実施回数	3
第3 応募事業者の条件等	3
1 応募資格	3
2 応募に関する留意事項	4
第4 事業者募集等のスケジュール	4
1 募集要領等の公表	5
2 募集要領等に関する説明会	5
3 現地見学会	6
4 募集要領等に関する質問の受付回答	6
5 参加表明書(兼応募資格審査申請書)の提出	6
6 参加決定の通知	7
7 提案書の提出	7
8 プレゼンテーション及び審査	8
9 審査結果の通知	8
第5 提案書等の審査方法	8
1 選定審査会の設置	8
2 審査の方法	8
3 事務局	9
第6 提案書等に関する条件	9
1 委託料等に関する条件	9
2 責任管理	10
3 遵守法令	10
第7 委託事業実施に関する事項	10
1 業務委託の継続が困難となった場合の措置	10
2 市による本委託業務の実施状況の評価	11
3 連絡協議会の設置	11
参考 新庄市親子方式学校給食調理・配送対象校食数一覧表	12

## 新庄市親子方式学校給食調理・配送業務委託募集要領

### 第1 募集要領等の定義

新庄市(以下「市」という。)は、学校給食を実施する小学校2校及び義務教育学校1校と、親子方式を採用する小学校2校及び中学校3校の調理・配送業務等を民間事業者へ委託することとする。

また、委託業務を実施する民間事業者の決定に当たっては、経営能力や技術能力等を活用することにより、委託業務の安全性及び効率性を確保するため、公募型企画提案方式(プロポーザル方式)を採用する。

この募集要領は、調理・配送委託業務等に係る募集に関して必要な事項を定めたものである。

なお、本募集要領に併せて配付する次の資料も本募集要領と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「募集要領等」と定義する。

仕様書:市が民間事業者へ要求する具体的な業務仕様を示すもの

様式集:提案書等の作成に使用する様式を示すもの

### 第2 事業の概要

1 事業の名称 新庄市親子方式学校給食調理・配送業務委託

2 対象施設

令和7年度及び令和8年度

調理対象校

- ① 新庄小学校(所在地 新庄市城西町6番24号)
- ② 日新小学校(所在地 新庄市下金沢町16番4号)
- ③ 明倫学園(所在地 新庄市十日町2675番地の3)

配送対象校

- ① 新庄中学校(所在地 新庄市堀端町5番81号)
- ② 日新中学校(所在地 新庄市大字松本136番地)
- ③ 八向中学校(所在地 新庄市大字升形1647番地の24)
- ④ 升形小学校(所在地 新庄市大字升形800番地の9)
- ⑤ 本合海小学校(所在地 新庄市大字本合海128番地)

令和9年度以降(予定)

調理対象校

- ① 新庄小学校(所在地 新庄市城西町6番24号)
- ② 日新小学校(所在地 新庄市下金沢町16番4号)
- ③ 明倫学園(所在地 新庄市十日町2675番地の3)
- ④ 萩野学園(所在地 新庄市大字泉田字往還東398)

#### 配送対象校

- ① 新庄中学校(所在地 新庄市堀端町5番81号)
- ② 日新中学校(所在地 新庄市大字松本136番地)
- ③ 八向中学校(所在地 新庄市大字升形1647番地の24)
- ④ 升形小学校(所在地 新庄市大字升形800番地の9)
- ⑤ 本合海小学校(所在地 新庄市大字本合海128番地)

※令和9年度より萩野学園の調理業務を委託とする予定である。

#### 3 委託業務内容

- ① 施設・設備及び調理機器の維持管理業務
- ② 調理業務
- ③ 食材の検収及び管理業務
- ④ 調理品の管理業務
- ⑤ 食器、食缶、コンテナ等の洗浄業務
- ⑥ 調理器具等の洗浄・消毒業務
- ⑦ 調理場の清掃業務
- ⑧ 給食配送・食器等回収業務
- ⑨ 調理業務・施設管理等に要する消耗品の調達業務
- ⑩ 前各号に附帯する業務

※本委託業務に含まない業務は、次のとおりとする。

- ① 学校給食に関する方針の決定
- ② 献立作成業務
- ③ 食材の決定及び調達業務
- ④ 学校給食費徴収業務
- ⑤ 計画的な施設・設備の更新及び修繕業務
- ⑥ 光熱水費等の支払等に関する業務

#### 4 業務委託期間

別紙、仕様書に定める。

#### 5 受託者決定方式

公募型企画提案方式(プロポーザル方式)

## 6 調理食数(推定数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小中義務	429,800	416,600	474,400	458,000	438,000

注) 令和9年度より、萩野学園分を含む食数。

## 7 給食実施回数(推定回数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
給食実施回数	200	200	200	200	200

## 第3 応募事業者の条件等

### 1 応募資格

#### ① 応募資格

次の要件を満たしていること。

ア 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。

イ これまでに、文部科学省が作成した「学校給食衛生管理基準」に基づく小学校又は中学校を対象とした学校給食の受託実績を3年以上有していること、又は厚生労働省が作成した「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき1回300食以上又は1日750食以上の提供実績を3年以上有していること。

#### ② 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募事業者になることはできない。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。

イ 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る)を受けた場合は、この限りではない。

ウ 国税又は地方税を滞納している者。

エ 過去3年以内に、学校給食業務又は大量施設調理業務において食品衛生法(昭和22年法律第233号)の営業停止処分を受けた者。

オ 食品衛生法第55条及び第56条の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過していない者。

#### ③ 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、応募資格基準審査申請書の提出日とする。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募事業者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

## 2 応募に関する留意事項

### ① 募集要領等の承諾

応募事業者は、応募資格審査申請書の提出をもって、募集要領等の記載内容を承諾したものと見なす。

### ② 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

### ③ 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとし、通貨単位は円とする。

### ④ 著作権

応募事業者から募集要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として作者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。

### ⑤ 提出書類の取り扱い

提出された書類については、変更できないものとし、返却はしない。

### ⑥ 資料の取り扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

また、この検討の範囲内であっても、市の上承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

### ⑦ 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

ア 応募資格審査申請書の提出時から受託事業者決定までの期間に、応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 著しく信義に反する行為があった場合

### ⑧ その他

ア 市が提示する資料及び回答書は、本募集要領等と一体化のものとして、同等の効力を有するものとする。

イ 本募集要領等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には応募事業者に通知する。

## 第4 事業者募集等のスケジュール

受託事業者は、公募型企画提案方式(プロポーザル方式)で選定する。

実施スケジュールは、次のとおりとする。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日には行わない。

募集要領等の公表	令和6年8月23日
----------	-----------

募集要領等に関する説明会	令和6年9月2日
現地見学会(希望事業者のみ)	令和6年9月4日
募集要領等に関する質問の受付期間	令和6年9月6日～12日
募集要領等に関する質問に対する回答	令和6年9月19日
参加表明書(兼応募資格審査申請書)の受付期間	令和6年9月20日～27日
応募資格審査の結果通知	令和6年10月3日
提案書類等の受付期間	令和6年10月8日～15日
新庄市親子方式学校給食調理・配送業務委託事業者選定審査会(以下「選定審査会」という)によるプレゼンテーション開催及び審査	令和6年10月22日
審査の結果通知	令和6年10月29日
委託開始	令和7年4月1日

## 1 募集要領等の公表

### ① 公表方法

本業務委託に関する募集案内は、新庄市公告式条例(昭和45年条例第18号)の規定により公告する方法による。また、新庄市のホームページ及び「お知らせ版8月号」にて掲載し、募集要領等は新庄市のホームページで公表する。

### ② 公表資料

ア 本業務委託募集要領(本書)

イ 仕様書

ウ 様式集

※上記書類が必要な場合は、各自、新庄市のホームページよりダウンロードすること。または、教育委員会学校教育課で配付する。

新庄市のホームページアドレス <http://www.city.shinjo.yamagata.jp>

## 2 募集要領等に関する説明会

本募集要領等に関する説明会を次のとおり開催する。

### ① 日時

令和6年9月2日(月) 午前10時00分から(受付時間午前9時45分から)

### ② 場所

新庄市沖の町10番37号 新庄市役所3階 301・302会議室

### ③ 留意事項

ア 説明会参加希望者は、令和6年8月30日(金)までに、法人名、参加者名及び参加人数を明記して、新庄市教育委員会学校教育課へFAX又はEメールにて申込みすること。

F A X 0233-23-5600

Eメール gakkou@city.shinjo.yamagata.jp

イ 説明会では、募集要領等を配付しないので、各自持参すること。

ウ 参加人数は、1事業者につき2人までとする。

### 3 現地見学会

#### ① 見学日時

令和6年9月4日(水) 午後1時30分から午後4時30分まで

#### ② 留意事項

ア 現地見学会参加希望者は、令和6年9月3日(火)午前11時までに、法人名、参加者氏名、参加人数、見学予定学校及びその訪問予定時間を明記して、新庄市教育委員会学校教育課へFAX又はEメールにて申込みすること。

F A X 0233-23-5600

Eメール gakkou@city.shinjo.yamagata.jp

イ 見学は調理室外部からとなり、内部には立ち入らない。

ウ 見学の仕方は、市の指示に従うこと。

### 4 募集要領等に関する質問の受付・回答

本募集要領等の内容に関する質問は、次のとおり受け付け、市のホームページにおいて回答し、学校教育課においても閲覧に供する。なお、電話及び口頭等の個別の対応はしない。また、無用な混乱を招くおそれがある時は、質問に回答しない場合がある。

#### ① 質問の提出方法

質問書(様式第1号)に内容を簡潔にまとめて記載し、FAX又はEメールにより出す。

#### ② 受付期間

令和6年9月6日(金)～12日(木)

#### ③ 回答日

令和6年9月19日(木)

#### ④ F A X 0233-23-5600

Eメール gakkou@city.shinjo.yamagata.jp

### 5 参加表明書(兼応募資格審査申請書)(様式第2号)の提出

応募事業者は、次により参加表明書を提出すること。

#### ① 提出日時

令和6年9月20日(金)～9月27日(金)午後5時まで

#### ② 提出書類

ア 参加表明書(兼応募資格審査申請書)(様式第2号)

イ 様式第2号に記載する添付書類

#### ③ 提出先

新庄市沖の町10番37号

新庄市教育委員会 学校教育課

④ 提出方法

参加表明書は直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めない。

会社概要については、次のとおり提出すること。

ア 会社の沿革、組織、経営状況調査表及び直近3期分の財務諸表(損益計算書及び貸借対照表の写し)をA4判フラットファイルに編綴のうえ、提出すること。ただし、会社の沿革及び組織については、PR用パンフレットでも可とする。

イ ファイルの表紙及び背表紙に、「会社概要」及び「商号又は名称等」を記載すること。

6 参加決定の通知

市は、参加表明書(兼応募資格審査申請書)により応募資格の有無を確認し、10月3日付の文書にて通知する。

7 提案書の提出

次により「提案書」を提出すること。

① 受付(提出)期間

令和6年10月8日(火)～10月15日(火)午後5時まで

② 提出書類 正1部・副9部

ア 提案書(様式第3号～様式第9号)

イ 見積書(様式第11号)

③ 提出先

新庄市沖の町10番37号

新庄市教育委員会 学校教育課

④ 提出方法

ア 提案書等は直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めない。

イ 提案書の書式

(ア) A4判用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けること。

(イ) 提案書(様式第3号～様式第9号)について記載すること。

(ウ) 「新庄市親子方式学校給食調理・配送委託業務に関する提案書及び事業者名・代表者名」を記載した表紙を付けること。

ウ 無効(失格)となる提案書

(ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。

(イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(ウ) 虚偽の内容が記載されているもの。

エ 見積書(様式第11号)

(ア) 見積金額欄は、1年間の合計額を記載すること。

(イ) 仕様書に基づき作成すること。

(ウ)見積金額及び参考の各年度毎の見積金額に詳細な内訳として項目内訳書(様式第14号)を添付すること。

(エ)押印する印鑑は、会社印及び代表者実印(法務局等が証明する印鑑)とする。

(オ)人件費については、業種別の賃金体系表を添付すること。

(カ)記載する委託料の額は、取引に係る消費税等を含む金額とする。

(キ)見積額が異常に小額であるなど、本委託の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合がある。

## 8 プレゼンテーション及び審査

応募事業者を対象にプレゼンテーションを開催し、選定審査会において審査を実施する。

① 日 時 令和6年10月22日(火)午後1時30分から(受付時間午後1時から)

② 場 所 新庄市沖の町10番37号 新庄市役所3階 301・302会議室

## 9 審査結果の通知

審査結果については、令和6年10月29日(火)付の文書にて通知する。

## 第5 提案書等の審査方法

### 1 選定審査会の設置

選定審査会が提案書の書類審査を実施する。

### 2 審査の方法

① 公募型企画提案方式(プロポーザル方式)により選定する。

② 応募事業者資格の確認審査

選定審査会は、応募資格の確認審査(以下「応募資格審査」という。)を応募資格審査申請書類により、この募集要領に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認し、資格不備の場合は失格とする。

③ 書類審査

前号の応募資格審査を経て、選定審査会は書類審査を行うこととし、別に定める最優秀提案書の選定基準に基づき採点し、総合得点の最も高い提案書を選定する。

#### ア 提案内容の基礎審査

選定審査会は、提案書類等に記載された内容が、(ア)から(ウ)までの項目を満たしていることを確認する。

(ア) 提案書全体について、同一項目に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。

(イ) 提案書全体について、様式集に従った構成(項目の構成、枚数制限等)となっていること。

(ウ) 当該提案に関連する各様式(別添「様式集」参照)に示す項目に対する提案の内容が仕様書を満たしていること。

上記項目が1項目でも満たさないことが確認された場合は、失格とする。

## イ 提案書の選定方法

選定審査会は、提案書に記載された内容を評価し、各委員の得点の合計が最も高い提案書を最優秀提案書として選定する。

### ④ 優先交渉権者の決定

市は、選定審査会の審査結果を踏まえ、最優秀提案者を優先交渉権者とする。

### ⑤ 選定結果は、応募事業者全てに通知する。

### ⑥ 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、得点の高い応募事業者の順に契約交渉を行い合意に達した応募事業者と契約を締結する。

### ⑦ 審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」とし、再募集することができる。

## 3 事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりとする。

〒996-8501 新庄市沖の町10番37号

新庄市教育委員会 学校教育課

電 話 0233-22-2111(内線444)

F A X 0233-23-5600

Eメール gakkou@city.shinjo.yamagata.jp

## 第6 提案書等に関する条件

### 1 委託料等に関する条件

#### ① 履行の確認等

受託事業者は、毎月分の業務完了報告書を当該月業務終了後直ちに市に提出すること。ただし、3月分については同月末日までに提出すること。

市は、業務完了報告書を受領したときは、業務が本業務委託契約等により適切に履行されていることを確認する。

#### ② 委託料の支払

委託料は、令和7年4月分を初回として、月ごとに支払うものとする。受託事業者は、当該月分の委託料を市に請求し、市は、所定の当該支払い請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

なお、市が事業者を支払う各月の委託料は、毎年度の委託料を12か月で均等に分割した額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を各年度の5月から同年度の3月分までの各月分の委託料の額とし、各月の切り捨てた端数の合計を加えた額を同年度4月分の委託料とする。

#### ③ 調理数の変動に伴う委託料の変更

実施条件(基本調理食数と基本給食実施回数。詳細は仕様書へ記載)と実際の調理数が著しく異なった場合は、市と事業者が協議の上、委託料の額を変更すること

ができる。

## 2 責任管理

業務委託契約締結後の市と受託事業者の主な責任分担は、次のとおりとする。

責任の種類	責任の内容	負担者	
		市	事業者
事業の中止・延期に関する責任	市の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄・破綻		○
不可抗力責任	天災・暴動等による履行不能	○	
許認可責任	事業の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変動責任	市の指示による変更	○	
	事業者の要求による変更		○
運営費上昇責任	計画変更以外の要因による運営費の増大		○
施設損傷責任	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能責任	要求仕様不適合		○
調理事故・異物混入等に関する責任	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

## 3 遵守法令

### ① 法令

学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令及び他関連法規等

### ② 要綱等

学校給食衛生管理基準(文部科学省)大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)及びその他関連要綱等

## 第7 業務委託実施に関する事項

### 1 業務委託の継続が困難となった場合の措置

#### ① 受託事業者の債務不履行の場合

ア 受託事業者の責めに帰すべく事由により債務不履行、又はその懸念が生じた場合は、市は受託事業者に対して修復勧告し、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることができる。受託事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができる。

イ 市は、受託事業者が本委託業務を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又は、この契約に違反して契約の目的を達することができないと認めるときは、履行保証人に対し、本委託業務の実施を求めることができる。

ウ 履行保証人は、前項の規定による本委託業務の実施の請求があったときは、受託事業者に代わって本委託業務を実施しなければならない。

## ② 市の債務不履行

ア 市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、受託事業者は契約を解除できることとする。

イ アの場合において、受託事業者が契約を解除した場合、受託事業者は市に対し、これにより生じた損害賠償を請求できることとする。

## ③ 当事者の責めに帰することができない事由により継続が困難となった場合

不可抗力、又は受託事業者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となったときは、市及び受託事業者双方により業務継続の可否について協議することとする。一定期間内に協議が調わないときは、相手方に対する事前の通知により、市又は受託事業者は、契約を解除できる。

## 2 市による本委託業務の実施状況の評価

市は、受託事業者が提供するサービスについて、定期又は随時に評価を行う。

その結果、業務委託契約書及び仕様書で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことができる。

## 3 連絡会議の開催

委託業務等を円滑に推進するため、市及び受託者により必要に応じて連絡会議を開催するものとする。

【参考】

新庄市親子方式学校給食調理・配送対象校食数一覧表(※No.ごとに親子方式になる。)

No.	調理校(親)	配送校(子)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1	新庄小学校		69,000	66,800	66,400	68,000	63,200
		升形小学校	7,600	6,400	5,600	5,400	5,800
		本合海小学校	6,400	6,600	6,400	5,600	5,600
		新庄中学校	36,800	37,000	36,800	34,600	35,200
		八向中学校	7,800	8,200	7,600	9,200	8,200
2	日新小学校		110,200	104,400	99,200	92,600	90,800
		日新中学校	57,800	57,400	61,000	60,400	57,400
3	明倫学園		134,200	129,800	124,800	119,600	112,000
4	萩野学園				66,600	62,600	59,800
	合 計		429,800	416,600	474,400	458,000	438,000